



平成 2 5 年 度

理 事 会 ・ 総 会

平成 2 5 年 7 月 2 6 日 (金)

ホテルアンピア松風閣 (焼津市)

世界連邦宣言自治体全国協議会

世界連邦宣言自治体全国協議会
平成25年度総会

- 1 期日 平成25年7月26日（金）
- 2 場所 ホテルアンピア松風閣（静岡県焼津市）
- 3 日程（13：00 理事会受付）
13：30 理事会＝スターライト（2階）
（14：30 総会受付）
15：00 総会＝スターライト
16：00 研修会＝有明の間（3階）
17：30 懇談会＝孔雀の間（3階）

総 会 次 第

開 会

- 1 あいさつ
会長（綾部市長）
開催地市長（焼津市長）
- 2 祝辞・メッセージ
世界連邦推進日本協議会会長
世界連邦日本国会委員会会長
- 3 議事
第1号議案 平成24年度事業報告について
第2号議案 平成24年度収支決算報告及び会計監査報告について
第3号議案 平成25年度事業計画（案）について
第4号議案 平成25年度収支予算（案）について
第5号議案 世界連邦宣言自治体全国協議会規約の改正について
第6号議案 役員改選について
その他案件（1）世界連邦推進事業交付金要綱の一部改正について
（2）報告事項 次期総会開催地ほか

閉 会

第1号議案

平成24年度事業報告

1 情報・資料の提供

世界連邦運動への関心を深め運動の推進を図るため、自治体協新聞『いま、一つの世界を』を作成。世界連邦運動協会発行の『Newsletter』と併せ加盟自治体に配布するなどして情報提供に努めた。

2 啓発リーフレットの作製・配布

世界連邦思想と自治体宣言、協議会活動などの概要を紹介するリーフレットを作製。加盟自治体や各関係機関等に配布した。

3 ホームページの運営

平成23年度に開設したホームページを運営。「概要(Concept)」で世界連邦の理念と協議会の概要を説明するほか世界連邦運動の歴史、現在の活動状況を紹介し、自治体協新聞や資料集も掲載している。また加盟自治体や世界連邦運動協会、平和市長会議、日本非核宣言自治体協議会のホームページとリンク。

4 世界連邦推進事業交付金制度の運用

平成23年度に新設した交付金の制度を、八王子市の「世界連邦平和都市宣言35年記念事業 八王子市平和展」に適用した。中東和平基金を引き継ぐ世界連邦推進事業基金を設けて運用するもので、加盟自治体が行う世界連邦・平和推進事業のほか、中東和平実現を趣旨とする事業の支援等に充てる。

5 世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金運動

世界連邦運動に対する意識の高揚と理解を深めるとともに難民救済を図るため、全国の自治体職員に協力を呼びかけて1人100円募金を実施した。

・募金自治体数 156団体

・募金総額 6,526,341円

募金は国連UNHCRと日本ユニセフ協会に寄託するほか、世界連邦推進事業基金に積み立てた。

6 会議の開催等

常任理事会・理事会及び総会

開催日 平成24年7月13日(金)

場 所 武蔵野スイングホール(東京都武蔵野市)

内 容 ① 平成23年度事業報告・収支決算(監査)報告について
② 平成24年度事業計画・収支予算について
③ 協議会の組織改編について

研 修 講演：中央大学総合政策学部・公共政策研究科、目加田説子教授
「行動する市民が支える平和」
懇談会 研修と併せ地元関係者も出席

7 各種事業の後援

世界連邦思想の普及を目的に、世界連邦運動協会主催の「第41回世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクール」を後援した。

応募総数	ポスター	2, 169点 (155校)
	作 文	1, 057点 (78校)
	合 計	3, 226点

8 世界連邦推進日本協議会への参画

国内の世界連邦関係4団体で構成する世界連邦推進日本協議会（海部俊樹会長）に参画。

自治体協から会長＝日本協議会副会長、副会長＝同協議会理事に。

【各自治体の活動状況】

成田市（千葉県）

▽折り鶴平和プロジェクト＝6月1日～8月2日

▽広島・長崎被爆写真展＝7月23日～8月1日、8月8日～15日

▽平和映画会＝11月17日～18日、11月26日、28日

▽自治体職員1人100円募金＝2月

板橋区（東京都）

▽平和絵画・原爆展（小中学生の絵画と戦災関係資料・パネルを展示）＝8月15日～21日（3月5日～11日の「平和展」でも展示）

▽広島平和の旅（中学生23人が平和祈念式典参列、感想文集発行）＝8月5日～7日

▽長崎平和の旅（中学生23人が平和祈念式典参列、感想文集発行）＝8月8日～10日

▽平和のつどい（式典、旅体験発表、映画上映）＝11月7日

▽平和の灯維持管理（本庁舎、平和公園でガス保守管理）

渋谷区（東京都）

▽平和を考えるつどい（講演会）＝1月30日

▽自治体職員1人100円募金＝3月12日～18日

▽平和祈念事業「難民キャンプ写真パネル展」＝3月6日～13日

青梅市（東京都）

▽ヒロシマ・ナガサキ原爆展（原爆パネル展）＝8月1日～15日

▽原爆アニメ・記録映像上映会＝8月6日、8日、9日

▽黙祷の呼びかけ＝8月6日、9日（ヒロシマ・ナガサキ原爆の日）、8月15日

(終戦記念日)、3月10日(東京都平和の日)

▽平和の集い「塩浜修講演会 ～これからの世界平和～」(世界連邦運動協会青梅支部と共催)＝12月1日

▽平和写真展「渡部陽一写真展 ～戦場からのメッセージ～」(同)＝12月5日～16日

▽自治体職員1人100円募金＝2月4日～22日

▽東京空襲資料展(東京都と共催)＝3月4日～10日

▽原爆パネルの貸出(市で所有する原爆に関するパネルの小中学校への貸出を行った)

小金井市(東京都)

▽ビデオ放映会・原爆写真パネル展＝8月3日～9日

▽平和行事参加の旅＝8月5日～6日

▽非核平和映画会＝7月31日

▽第7回平和講演会＝8月26日

▽自治体職員1人100円募金＝2月12日～26日

八王子市(東京都)

▽平和展(写真パネル・戦災資料展示、世界の児童労働の状況パネル展示、平和クイズラリー、語り部・朗読劇・紙芝居、市内小中学生による「平和」ポスター展示)＝8月2日～6日

▽平和講演会＝8月4日、5日

羽村市(東京都)

▽平和の企画展(写真パネル、戦時関連資料、平和関連図書の展示)＝8月8日～15日

▽東京空襲資料展(写真パネル、「平和市長会議」加盟認定証の展示)＝3月5日～10日

▽平和の黙祷＝8月15日(終戦記念日)、3月10日(東京都平和の日)

▽自治体職員1人100円募金＝2月24日～3月3日

▽世界連邦宣言自治体東京都区市町村連絡協議会による情報交換等(構成14自治体)

福生市(東京都)

▽「平和のための戦争資料展」＝7月14日～9月9日

▽平和講演一戦争絵画とその時代一(公民館主催)＝パネル展8月8日～13日、講演8月11日

▽「平和のつどい」(講演会、座談会、演奏)＝8月12日

▽黙とうの呼びかけ＝8月15日

武蔵野市(東京都)

▽憲法月間行事(書道・イラストの表彰・展示、講演会)＝5月20日

▽夏季事業「平和を 武蔵野から 世界へ」(写真パネル展・ギャラリートーク・

戦争関連資料展示、朗読劇・絵本の読み聞かせ・紙芝居、平和市長会議作成原爆パネル展）＝7月30日～8月23日の期間

▽青少年平和交流派遣事業（中高生等を長崎市に）8月8日～10日

▽武蔵野市平和の日事業「ピースむさしの2012」（武蔵野空襲・中島飛行機製作所関連資料パネル展示、市民から寄せられた戦争関連資料展示、ミニミニ空襲パネル展、その他広報・刊行物発行）＝10月30日～11月30日

▽自治体職員1人100円募金＝2月21日～3月7日

▽東京空襲パネル展＝3月4日～11日

▽武蔵野から伝える戦争体験記録集（第Ⅱ集）発行

▽平和案内説明板の設置（戦争遺跡＝中島飛行機 武蔵野製作所）

▽非核都市宣言平和事業実行委員会（計9回の会議と学習会）

▽平和啓発品（実行委員用ベスト、啓発ノート）作成

瑞穂町（東京都）

▽黙とう＝8月15日、3月10日（東京都平和の日）

▽戦没者慰霊祭平和パネル展（戦中・戦争直後の写真を展示）＝11月16日

▽平和のメッセージ（市民から募集）＝11月1日～1月25日

▽自治体職員1人100円募金＝2月6日～15日

▽平和のパネル展（戦中・戦争直後の写真や戦災品）＝3月4日～15日

▽被爆桜・被爆柿の木二世の植樹（町の新たな平和のシンボルとして平和記念碑周辺に植樹）＝3月8日

▽アンネのバラの管理・啓発（広島県ホロコースト記念館から譲り受け）＝通年

焼津市（静岡県）

▽第28回第五福竜丸事件6.30市民集会＝6月30日

▽第3回焼津平和賞＝同

▽中学生平和使節団派遣（長崎市・生徒10人参加）＝8月8日～10日

宇治市（京都府）

▽小・中学生沖縄派遣（戦争体験講話の聴講、ひめゆり平和祈念資料館、糸数アブチラガマ等の見学など）＝7月25日～27日

▽市民平和の集い（映画上映、原爆被災者による講話など）＝8月4日

▽平和の絵（小・中学生から募集し写真展で展示、平和訪問団感想文集の表紙起用など）＝6月1日～7月31日募集

▽平和写真展（「沖縄戦とひめゆり学徒隊」平和教材パネル、沖縄訪問新聞、「平和の絵」の展示）＝8月8日～15日

▽平和図書展（平和に関する本を展示・貸出）＝8月1日～15日

▽第50回宇治市民平和祈念集会（平和の像への献花、「核兵器廃絶平和都市宣言」朗読、黙祷）＝8月15日

▽平和ロビーコンサート（市役所市民交流ロビーに250人来場）＝8月15日

▽小・中学生沖縄派遣の感想文集発行（550部。学校、図書館、公民館、希望者

等に配布)

▽平和啓発DVD等の貸出

亀岡市（京都府）

▽平和のコスモス園事業（コスモスを平和のシンボルとして岡山・亀岡両市の中学生が観光園などに種をまき平和交流をPR）＝7月上旬～9月上旬

▽“ヒロシマ”に学ぶ親子平和の旅（小学生親子らが被爆体験談を受講、折鶴を原爆の子の像に捧げる）＝7月29日～30日

▽平和祈念式典（毎年開催の「平和祭」行事の中心的行事として平和台公園平和塔前で挙行）＝8月7日

▽ヒューマンフェスタにおける平和のパネル展示（平和の取り組みコーナーを設けて平和関連事業等を紹介）＝11月18日

▽亀岡の平和の歌「うつくしもの」を通した平和の発信（平和活動を行う団体へのCD提供、音楽活動等の後援）＝随時

▽戦争平和展の開催（戦争にかかわる資料や遺品の実物展示、写真パネル展示）＝7月28日～8月31日

▽平和の灯パレードと保津川花火大会（亀岡「平和祭」事業の一環として平和祈念式典で太陽から採火した「平和のともしび」のパレードを経て花火大会の打ち上げ種火として使用）＝8月7日

福知山市（京都府）

▽ミサイル発射実験に対する抗議文の送付＝4月13日

▽ピースフォトコンテスト作品募集広報＝5、6月

▽原水爆禁止国民平和大行進への対応（市長メッセージ・ペナント・懇談）＝7月4日

▽ミニミニ原爆展（広島・長崎の被災の写真、平和市長会議ポスター、「長崎平和学習の旅」の学習成果など展示）＝7月19日～8月17日

▽広島平和行動（事前・現地・事後の学習）＝7月～8月

▽長崎平和学習の旅（高校生が長崎の平和事業に参加）＝8月8日～10日

▽沖縄人権文化体験研修（高校生が沖縄の歴史や文化、沖縄戦の実相に触れることで戦争の悲惨さ、平和や人権の尊さを学ぶ）＝8月18日～20日

▽広報ふくちやま（広報紙に上記活動の報告記事を掲載）＝11月15日発行

▽臨界前核実験に対する抗議文の送付（米国大使館あて）＝通年

舞鶴市（京都府）

▽原水爆禁止国民平和大行進へメッセージ＝7月2日～3日

▽平和のための舞鶴の戦争展＝7月27日～29日

▽核兵器全面禁止のアピール署名＝7月中

▽原水爆禁止2012年世界大会in広島＝8月5日～6日

▽広島原爆投下日投下時間の黙とう＝8月6日

▽核兵器廃絶8・6舞鶴集会＝同

▽長崎原爆投下日投下時間の黙とう＝8月9日

▽終戦記念日正午の黙とう＝8月15日

▽浮島丸殉難67周年追悼集会＝8月24日

岡山県

▽世界連邦岡山県協議会県大会（県内世界連邦関係4団体と連携、有識者による講演会）＝7月

▽世界連邦岡山県協議会児童生徒ポスター・作文コンクール（入賞作品等の展示・表彰、4団体連携）＝11月

▽自治体職員1人100円募金＝1～3月

綾部市（京都府）

▽平和市長会議ポスター展・核兵器禁止署名＝8月6日～15日

▽綾部市民平和祈願の集い（世界連邦旗等掲揚、平和の鐘打鳴、黙とう、合唱等）＝8月15日

▽終戦記念日正午のサイレン吹鳴・黙とう呼び掛け＝8月15日

▽世界連邦推進綾部市小・中学生ポスター・作文コンクール作品募集＝7～9月

▽平和と環境の日記念・地球市民の集い（世界連邦推進綾部市小・中学生ポスター・作文コンクール表彰式、優秀作品展示、フラメンコ公演「平和への祈り深く～情熱の舞～」）＝10月20日

▽元旦国旗掲揚式（ボーイスカウトの恒例行事に参加）＝1月1日

▽自治体職員1人100円募金＝1～3月

▽視察研修（大阪国際平和センター「ピースおおさか」。綾部世界連邦運動協会主催）＝2月12日

▽市民学習会（財団法人国際平和協会の伴武澄会長を招き「国際平和と協同組合－賀川豊彦が目指したコスモ」と題して講演。綾部世界連邦運動協会主催）＝3月29日

第 2 号議案

平成 2 4 年度収支決算報告書

(自) 平成 2 4 年 4 月 1 日

(至) 平成 2 5 年 3 月 3 1 日

収 入 総 額 1, 9 1 6, 4 5 2 円

支 出 総 額 1, 7 3 1, 9 0 0 円

差 引 1 8 4, 5 5 2 円

差引残額は翌年度へ繰り越します。

上記のとおり決算いたしました。

平成 2 5 年 3 月 3 1 日

世界連邦宣言自治体全国協議会

会長 綾部市長 山 崎 善 也

平成24年度収支決算内訳

■収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引	備考
負担金	857,000	791,000	△ 66,000	2県 40市区 13町 1村 計56自治体
繰越金	301,782	301,782	0	前年度から
繰入金	800,000	807,416	7,416	世界連邦推進事業基金から
雑収入	218	16,254	16,036	預金利子 自治体協新聞購読料、絵本頒布
合計	1,959,000	1,916,452	△ 42,548	

■支出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引	備考
事務消耗品費	50,000	3,700	△ 46,300	総会資料配送、交付金振込
通信費	50,000	24,730	△ 25,270	郵便料
事業費	800,000	807,416	7,416	世界連邦推進事業交付金 募金事務経費
会議費	400,000	407,989	7,989	総会経費 会場費 講師謝礼 出席旅費
旅費・交通費	200,000	135,490	△ 64,510	事務局旅費 総会 運動協会・日本協議会
情宣費	350,000	302,575	△ 47,425	自治体協新聞作成発行 世界連邦Newsletter広告 ホームページ管理 啓発リーフレット作製
負担金	50,000	0	△ 50,000	
積立金	50,000	50,000	0	世界連邦推進事業基金に
予備費	9,000	0	△ 9,000	
合計	1,959,000	1,731,900	△ 227,100	
差引		184,552		

世界連邦推進事業基金

前年度末高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末高
4,441,262	5,550,319	807,416	9,184,165

当年度積立：5,500,000 世界平和・難民救済募金から

50,000 本会計から

319 預金利子

当年度取崩：307,416 世界平和・難民救済募金の事務経費に充当

500,000 世界連邦推進事業交付金に充当

「世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金」

平成24年度収支決算書

収入	募 金 総 額	6, 5 2 6, 3 4 1 円
	前年度繰越金	3 0 2, 4 3 0 円
	合 計	6, 8 2 8, 7 7 1 円

支出	払込用紙印字料	8 0 0 円
	払込手数料	3 4, 3 6 0 円
	合 計	3 5, 1 6 0 円

差引	6, 7 9 3, 6 1 1 円
----	-------------------

積立・寄託等	
世界連邦推進事業基金	5, 5 0 0, 0 0 0 円 (次年度以降交付金等)
国連UNHCR協会	5 0 0, 0 0 0 円
日本ユニセフ協会	5 0 0, 0 0 0 円
合 計	6, 5 0 0, 0 0 0 円

残額293,611円は繰り越し。

世界平和・難民救済募金（平成24年度）集計

都道府県	自治体名	募金額	都道府県	自治体名	募金額	都道府県	自治体名	募金額
北海道	稚内市	78,560	岐阜県	岐阜県	969	愛媛県	宇和島市	38,000
	上富良野町	300	静岡県	静岡県	1,274		四国中央市	84,692
	釧路町	14,827		藤枝市	142,817		新居浜市	80,800
	倶知安町	16,052		焼津市	74,869		西予市	45,400
	知内町	7,455	三重県	伊賀市	820		松山市	173,701
	別海町	36,070		熊野市	30,600		八幡浜市	33,207
岩手県	釜石市	1,000		南伊勢町	3,500	高知県	香美市	9,835
	宮古市	50,300	滋賀県	近江八幡市	47,112	福岡県	福岡県	800
宮城県	石巻市	16,943		大津市	87,596	佐賀県	佐賀県	400
	色麻町	20,000		高島市	58,030		鹿島市	19,200
	利府町	23,068		彦根市	64,306	長崎県	諫早市	63,451
秋田県	にかほ市	29,063		米原市	31,531		五島市	62,736
	湯沢市	52,438		甲良町	15,693		西海市	2,800
山形県	天童市	45,650	京都府	京都府	275,204		平戸市	32,346
福島県	越前市	2,500		綾部市	35,757		南島原市	60,771
	桑折町	13,102		宇治市	83,145		佐々町	9,453
	山祭町	10,565		亀岡市	86,616		時津町	11,796
茨城県	茨城県	610		木津川市	53,525		波佐見町	9,624
	笠間市	65,000		京丹後市	96,512		東彼杵町	8,600
	那珂市	47,356		南丹市	27,079	熊本県	上天草市	42,987
	阿見町	31,500		福知山市	73,496		熊本市	1,700
	城里町	10,821		宮津市	18,915		合志市	30,833
栃木県	水戸市	10,740		向日市	25,796		苓北町	9,577
群馬県	伊勢崎市	4,232		大山崎町	800	大分県	大分県	600
	富岡市	54,130		久御山町	30,073		九重町	15,400
埼玉県	埼玉県	1,500		京丹波町	4,787		日出町	17,636
	川越市	47,194		与謝野町	16,410	宮崎県	えびの市	27,252
	日高市	37,712	兵庫県	兵庫県	290,806		串間市	24,300
千葉県	成田市	117,900		丹波市	60,612		日向市	54,042
東京都	渋谷区	128,091	奈良県	奈良県	1,700		高千穂町	22,300
	千代田区	86,470		五條市	46,609		日之影町	11,200
	豊島区	123,245		桜井市	18,209		美郷町	1,800
	文京区	115,249		御杖村	6,500	鹿児島県	鹿児島県	1,400
	青梅市	62,674	和歌山県	有田市	42,098		出水市	61,809
	小金井市	39,791		田辺市	30,000		霧島市	41,215
	調布市	41,103		橋本市	56,800		垂水市	25,794
	羽村市	32,498		白浜町	30,267		日置市	32,342
	福生市	50,739		湯浅町	12,400		南九州市	3,800
	武蔵野市	55,798	鳥取県	大山町	21,350		喜界町	15,583
	瑞穂町	22,872	島根県	浜田市	67,260		南大隅町	13,185
神奈川県	茅ヶ崎市	74,772	岡山県	岡山県	492,879	沖縄県	沖縄県	1,100
	湯河原町	20,812		笠岡市	64,976		那覇市	62,682
富山県	富山県	752		倉敷市	107,645		南城市	35,200
	射水市	14,411		高梁市	38,054		南風原町	24,951
	上市町	14,451		津山市	42,023			
	立山町	7,703		新見市	49,000			
石川県	小松市	16,265		早島町	1,000			
	輪島市	39,075		矢掛町	3,500			
福井県	勝山市	23,859	広島県	広島市	164,146			
山梨県	上野原市	5,000		大竹市	18,342			
	南アルプス市	49,962		府中町	30,490			
	富士河口湖町	16,278	徳島県	三好市	47,774			
長野県	木曾町	5,600		小松島市	19,679			
	箕輪町	15,449	香川県	坂出市	5,450			
	南相模村	4,060		東かがわ市	34,350			
	南箕輪村	14,964		丸亀市	80,359			

（太字＝加盟自治体）

自治体
計 156 6,526,341
円

うち加盟自治体
35 3,032,324

監 査 報 告 書

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの世界連邦宣言自治体全国協議会に関する監査を行いました。

当協議会の監査について、関係書類（入金証拠書類、支出帳票類等）の閲覧、照合等を行った結果、公正・妥当なものと認めました。

上記のとおり報告いたします。

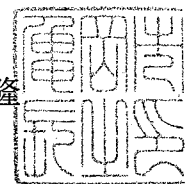
平成25年6月28日

監事 豊島区長 高野之夫



平成25年7月11日

監事 亀岡市長 栗山正隆



第 3 号 議 案

平成 2 5 年度事業計画 (案)

日本における世界連邦運動は尾崎行雄、湯川秀樹ら多くの先人の英知と不断の努力により全国で展開され歴史を刻んできた。

世界連邦運動は、恒久平和を切望する日本国民の心からの叫びであり、この願いと努力の結果、戦後 6 0 年の時を経て平成 1 7 年 8 月の国会決議の中で「世界連邦実現への道の探求」が盛り込まれるに至ったところである。

世界は東西冷戦の終結後も、民族紛争や地域間紛争が多発し、また戦争やテロの脅威と緊張も去らず、多くの犠牲者や難民が発生するという憂慮すべき状況に及んでいる。“平和の世紀”と期待される 2 1 世紀において、深刻化する地球環境問題への対応とともに世界恒久平和の実現は喫緊の課題となっている。

世界連邦宣言を行った全国の自治体でつくる当協議会は、すべての加盟団体の団結と結束により世界平和の確立と地球環境保全のために一層積極的な活動の展開に努める。

1 世界連邦思想の普及と情報の発信・提供

- (1) 自治体協新聞『いま、一つの世界を』を作成、発行する。
- (2) 世界連邦の思想や運動、宣言自治体全国協議会の周知を図るため、リーフレットを活用するなどして P R に努める。
- (3) ホームページの運用により情報の発信に努める。
- (4) 世界連邦推進事業交付金を活用した取り組み等を通じて世界連邦思想・運動の普及を図る。
- (5) 世界連邦運動の情報提供のため世界連邦運動協会が発行する『世界連邦 Newsletter』を購入、配布する。
- (6) 同協会主催の世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクールへの参加を推進する。

2 世界連邦宣言自治体全国協議会の活性化

- (1) 世界連邦推進事業交付金制度を活用し、加盟自治体が行う世界連邦・平和関連事業の活性化に役立てる。

平成 2 5 年度は、青梅市が初めて取り組む「世界連邦宣言自治体 青梅市親子ヒロシマ派遣事業」の支援に充てる。

- (2) 協議会のホームページやリーフレットを活用し、世界連邦思想の普及と協議会活動の P R を図るとともに、他の平和関係団体との連携を進める。
- (3) 当協議会活動の強化・充実を図るため、役員体制の改編を図る。
- (4) 当協議会の組織拡大に向け、宣言状況の確認を行うとともに、当協議会未加盟の宣言自治体に加盟を呼び掛ける。

3 世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金運動

募金は国連UNHCR協会と日本UNICEF協会へ寄託するとともに、一部を世界連邦推進事業基金に積み立て、世界連邦・平和推進事業に充てるほか、中東和平実現を趣旨とする事業等に役立てる。

平成25年度は京都府京丹後市が取り組む「中東国際交流プロジェクトin京丹後」（8月8日～13日）の支援を行う。

4 関係団体との連携促進

- (1) 国内の世界連邦関係団体間の連携を密にするとともに、世界連邦思想の普及啓発等に協力し合う。

世界連邦日本大会（世界連邦推進日本協議会主催）への参画

11月10日 大阪国際会議場

シンポジウム「今こそ 世界連邦を！」

記念講演：田原総一朗「どうなる 世界の平和！」

- (2) 自治体で構成する平和市長会議、日本非核宣言自治体との連携を図る。

平和市長会議に参加

8月3日～6日、世界連邦宣言自治体全国協議会の活動を紹介

第4号議案

平成25年度収支予算(案)

(自) 平成25年4月 1日

(至) 平成26年3月31日

■収入の部

(単位：円)

科目	本年度	前年度	増減額	備考
負担金	862,000	857,000	5,000	2県 43市区 15町 1村 計61自治体
繰越金	184,552	301,782	△ 117,230	前年度から
繰入金	5,800,000	800,000	5,000,000	世界連邦推進事業基金から
雑収入	448	218	230	預金利子等
合計	6,847,000	1,959,000	4,888,000	

■支出の部

(単位：円)

科目	本年度	前年度	増減額	備考
事務消耗品費	10,000	50,000	△ 40,000	総会資料 等
通信費	30,000	50,000	△ 20,000	郵便料 等
事業費	5,800,000	800,000	5,000,000	難民募金事務経費 世界連邦推進事業交付金 中東和平プロジェクト補助金
会議費	400,000	400,000	0	理事会・総会会場費、参加経費
旅費・交通費	170,000	200,000	△ 30,000	事務局旅費
情宣費	300,000	350,000	△ 50,000	自治体協新聞作成発行 世界連邦ニュースレター購読・広告 ホームページ管理運営 各種情報発信・提供
負担金	120,000	50,000	70,000	世界連邦日本大会
積立金	10,000	50,000	△ 40,000	世界連邦推進事業基金に
予備費	7,000	9,000	△ 2,000	
合計	6,847,000	1,959,000	4,888,000	

世界連邦推進事業基金

前年度末現在高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末予定高
9,184,165	2,510,000	5,800,000	5,894,165

当年度積立： 10,000 本会計から

2,500,000 募金から

当年度取崩：5,800,000 本会計に繰り入れ事業費に充当

第5号議案

世界連邦宣言自治体全国協議会規約の改正について (案)

世界連邦宣言自治体全国協議会規約を次のように改正する。

第6条中「常任理事 若干名」を削る。

第7条第2項中「常任理事及び理事」を「理事」に改め、「、常任理事」を削る。

第9条第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第10条第3項中「常任理事会及び理事会」を「理事会」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 理事会

第17条中「常任理事会及び理事会」を「理事会」に改める。

第18条を削る。

第19条中「、常任理事」を削り、同条を第18条とする。

第20条中「常任理事会及び理事会」を「理事会」に改め、同条を第19条とし、第21条から第25条までを1条ずつ繰り上げる。

第26条第1項中「常任理事会」を「理事会」に改め、同条を第25条とする。

第27条中「常任理事会」を「理事会」に改め、同条を第26条とし、第28条を第27条とする。

附 則

この規約は、平成25年7月26日から施行する。

世界連邦宣言自治体全国協議会規約 新旧対照表

旧	新
第1章 総則 (名称) 第1条 本会は、世界連邦宣言自治体全国協議会という。 (組織) 第2条 本会は、世界連邦宣言をした地方自治体(以下「自治体」という。)をもって組織する。 (目的) 第3条 本会は、恒久平和達成のための国民の間に世界連邦主義を普及し自治体における連携の機関として世界平和に寄与することを目的とする。 (事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 世界連邦運動推進のため、関係団体との協力活動を通じ世界連邦思想の普及。 (2) 宣言自治体相互の連絡調整による世界連邦運動の展開。 (3) 世界連邦未宣言自治体の宣言促進。 (4) 研究会、講習会の開催。 (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。 (事務所) 第5条 本会の事務所は、会長の所在地に置く。 第2章 役員 (役員の構成) 第6条 本会に次の役員を置く。 会 長 1 名 副 会 長 若干名 常任理事 若干名 理 事 若干名 監 事 2 名 (役員の選任)	第1章 総則 (名称) 第1条 本会は、世界連邦宣言自治体全国協議会という。 (組織) 第2条 本会は、世界連邦宣言をした地方自治体(以下「自治体」という。)をもって組織する。 (目的) 第3条 本会は、恒久平和達成のための国民の間に世界連邦主義を普及し自治体における連携の機関として世界平和に寄与することを目的とする。 (事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 世界連邦運動推進のため、関係団体との協力活動を通じ世界連邦思想の普及。 (2) 宣言自治体相互の連絡調整による世界連邦運動の展開。 (3) 世界連邦未宣言自治体の宣言促進。 (4) 研究会、講習会の開催。 (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。 (事務所) 第5条 本会の事務所は、会長の所在地に置く。 第2章 役員 (役員の構成) 第6条 本会に次の役員を置く。 会 長 1 名 副 会 長 若干名 理 事 若干名 監 事 2 名 (役員の選任)

第7条 会長及び副会長は、総会において互選する。 2 常任理事及び理事の定数、<u>常任理事</u>、理事及び監事の選任方法等は理事会に諮って、会長がこれを定める。 (任期) 第8条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員である首長が次の首長選挙において再任されたときは、元の地位に復するものとする。 (役員の任務) 第9条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、これを代理する。 3 <u>常任理事は、会務の処理にあたる。</u> 4 理事は、理事会において重要会務を審議するほか、予算を議決し、決算の認定を行う。 5 監事は、会計の監査にあたる。 (顧問、相談役、参与) 第10条 本会に、顧問、相談役及び参与を置くことができる。 2 顧問、相談役及び参与は、理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。 3 顧問、相談役及び参与は、<u>常任理事会及び理事会</u>において意見を述べることができる。	第7条 会長及び副会長は、総会において互選する。 2 <u>理事</u>の定数、理事及び監事の選任方法等は理事会に諮って、会長がこれを定める。 (任期) 第8条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員である首長が次の首長選挙において再任されたときは、元の地位に復するものとする。 (役員の任務) 第9条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、これを代理する。 3 理事は、理事会において重要会務を審議するほか、予算を議決し、決算の認定を行う。 4 監事は、会計の監査にあたる。 (顧問、相談役、参与) 第10条 本会に、顧問、相談役及び参与を置くことができる。 2 顧問、相談役及び参与は、理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。 3 顧問、相談役及び参与は、<u>理事会</u>において意見を述べることができる。
第3章 総会 (総会の種別) 第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。 (開催) 第12条 総会は、毎年1回とし、臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。 (表決) 第13条 総会の議決は、出席者の過半数でこれ	第3章 総会 (総会の種別) 第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。 (開催) 第12条 総会は、毎年1回とし、臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。 (表決) 第13条 総会の議決は、出席者の過半数でこれ

を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議長、副議長)

第14条 総会の議長は会長、副議長は、副会長及び開催地の首長がこれにあたる。

(出席者)

第15条 総会には、自治体の首長及び議会代表者が出席するものとする。ただし、やむを得ないことがあるときは、その代理者を出席させることができる。

(議決)

第16条 総会は、理事会の審議を経た重要案件を議決する。

第4章 常任理事会及び理事会

(招集及び議長)

第17条 常任理事会及び理事会は、会長がこれを招集し、開催地の首長が議長となる。

(常任理事会の組織)

第18条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事、監事をもってこれを組織する。

2 常任理事会は、一般会務及び理事会から委任された事項を審議する。

(理事会の組織)

第19条 理事会は、会長、副会長、常任理事、理事及び監事をもって組織する。

2 理事会は、総会に付議する重要案件を審議、決定にあたる。

(表決)

第20条 常任理事会及び理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 会計

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(経費)

を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議長、副議長)

第14条 総会の議長は会長、副議長は、副会長及び開催地の首長がこれにあたる。

(出席者)

第15条 総会には、自治体の首長及び議会代表者が出席するものとする。ただし、やむを得ないことがあるときは、その代理者を出席させることができる。

(議決)

第16条 総会は、理事会の審議を経た重要案件を議決する。

第4章 理事会

(招集及び議長)

第17条 理事会は、会長がこれを招集し、開催地の首長が議長となる。

(理事会の組織)

第18条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって組織する。

2 理事会は、総会に付議する重要案件を審議、決定にあたる。

(表決)

第19条 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 会計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(経費)

第22条 本会の経費は、自治体の分担金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 自治体の分担金は別表のとおりとする。

(予算の議決)

第23条 本会の毎年度歳入歳出予算は、理事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。

(決算の認定)

第24条 本会の決算は、理事会の認定に付し、総会に報告するものとする。

第6章 事務局

(事務局の職員)

第25条 事務局には、局長及び職員を置く。

(事務局職員の委嘱)

第26条 事務局長の任免は、会長が常任理事会に諮って行うものとする。

2 職員の任免は、局長が会長の承認を得て行うものとする。

(事務局の構成及び職務分掌)

第27条 事務局の構成、職務分掌は、常任理事会に諮って会長が定める。

第7章 補則

(規約の改正)

第28条 規約の改正及び解散については、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は、議決の日から施行する。この規約施行の際、現に役員の職にあるものは規約による役員とみなす。

第21条 本会の経費は、自治体の分担金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 自治体の分担金は別表のとおりとする。

(予算の議決)

第22条 本会の毎年度歳入歳出予算は、理事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。

(決算の認定)

第23条 本会の決算は、理事会の認定に付し、総会に報告するものとする。

第6章 事務局

(事務局の職員)

第24条 事務局には、局長及び職員を置く。

(事務局職員の委嘱)

第25条 事務局長の任免は、会長が理事会に諮って行うものとする。

2 職員の任免は、局長が会長の承認を得て行うものとする。

(事務局の構成及び職務分掌)

第26条 事務局の構成、職務分掌は、理事会に諮って会長が定める。

第7章 補則

(規約の改正)

第27条 規約の改正及び解散については、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は、議決の日から施行する。この規約施行の際、現に役員の職にあるものは規約による役員とみなす。

第6号議案

役員改選について(案)

現			新		
会長	綾部市	山崎善也	会長	綾部市	山崎善也
副会長	武蔵野市	邑上守正	副会長	武蔵野市	邑上守正
	金沢市	山野之義		金沢市	山野之義
				焼津市	中野弘道
常任理事	小金井市	稲葉孝彦	理事	小金井市	稲葉孝彦
	青梅市	竹内俊夫		青梅市	竹内俊夫
	焼津市	中野弘道		宇治市	山本正
	宇治市	山本正		岡山市	高谷茂男
	岡山市	高谷茂男		広島市	松井一實
	広島市	松井一實		松山市	野志克仁
	松山市	野志克仁		兵庫県	井戸敏三
理事	兵庫県	井戸敏三		成田市	小泉一成
	成田市	小泉一成		福生市	加藤育男
	福生市	加藤育男		輪島市	梶文秋
	輪島市	梶文秋		神戸市	矢田立郎
	大津市	越直美		新居浜市	石川勝行
	神戸市	矢田立郎			
	新居浜市	石川勝行			
監事	豊島区	高野之夫	監事	豊島区	高野之夫
	亀岡市	栗山正隆		亀岡市	栗山正隆

その他案件

世界連邦推進事業交付金要綱の一部改正について ~~(案)~~

世界連邦推進事業交付金要綱を次のように改正する。

第1条中「加盟自治体」を「加盟自治体等」に改める。

第2条第1項第1号に次のただし書を加える。

ただし、国外との交流を主とする事業については、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成25年7月26日から施行する。

世界連邦推進事業交付金要綱 新旧対照表

旧	新
(趣旨) 第1条 世界連邦宣言自治体全国協議会規約第3条に定める目的を達成するために加盟自治体が行う事業に要する経費に対し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内において世界連邦推進事業交付金（以下「交付金」という。）を交付する。 (交付対象事業) 第2条 交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 (1) 「世界連邦」を標榜している事業 (2) この交付金を受けていることを表示していること 2 前項の規定にかかわらず、他の補助金等を受けている事業は、対象外とする。また、同一の事業を継続的に交付の対象とするものではない。 (交付対象経費) 第3条 交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に直接必要な経費であって、実支出額から事業の実施により得られた収入及び寄付金その他の収入を控除した額とする。 (交付金の額) 第4条 交付金の額は、交付対象経費の10分の10以内とし、限度額を500千円とする。ただし、国外との交流を主とする事業については、この限りでない。 (交付申請) 第5条 交付金を受けようとする自治体の長（以下「自治体の長」という。）は、事業実施年度の前年12月末までに世界連邦推進事業交付金申請書（別記様式第1号）に事業計画書及び収支予算書を添えて会長に提出するものとする。ただし、申請期限について、会長が特に認めたと	(趣旨) 第1条 世界連邦宣言自治体全国協議会規約第3条に定める目的を達成するために加盟自治体等が行う事業に要する経費に対し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内において世界連邦推進事業交付金（以下「交付金」という。）を交付する。 (交付対象事業) 第2条 交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 (1) 「世界連邦」を標榜している事業。<u>ただし、国外との交流を主とする事業については、この限りでない。</u> (2) この交付金を受けていることを表示していること 2 前項の規定にかかわらず、他の補助金等を受けている事業は、対象外とする。また、同一の事業を継続的に交付の対象とするものではない。 (交付対象経費) 第3条 交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に直接必要な経費であって、実支出額から事業の実施により得られた収入及び寄付金その他の収入を控除した額とする。 (交付金の額) 第4条 交付金の額は、交付対象経費の10分の10以内とし、限度額を500千円とする。ただし、国外との交流を主とする事業については、この限りでない。 (交付申請) 第5条 交付金を受けようとする自治体の長（以下「自治体の長」という。）は、事業実施年度の前年12月末までに世界連邦推進事業交付金申請書（別記様式第1号）に事業計画書及び収支予算書を添えて会長に提出するものとする。ただし、申請期限について、会長が特に認めたと

きは、この限りでない。 (交付の内定等) 第6条 会長は、提出された交付申請書等の内容を審査し、副会長と協議の上、交付対象事業と交付金の額を内定するものとする。 2 会長は、前項により交付を内定した場合は、その旨を自治体の長に内示するものとする。 (事業内容の変更) 第7条 自治体の長は、前条により内定された事項を大幅に変更する必要がある場合には、速やかにその旨を会長に報告し、事前に承認を受けるものとする。 (実績報告及び交付金額の確定) 第8条 自治体の長は、交付対象事業完了後速やかに世界連邦推進事業実績報告書（別記様式第2号）に事業実績書及び収支計算書等を添えて会長に提出しなければならない。 2 会長は、前項の実績報告書等を受けて交付金の額を確定し、その旨を自治体の長に通知するものとする。 (交付金の請求及び交付) 第9条 自治体の長は、前条により確定された交付金の請求書（別記様式第3号）を会長に提出するものとする。 2 会長は、前項の請求書受領後速やかに交付金を交付するものとする。 (その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 この要綱は、平成23年7月22日から施行する。	きは、この限りでない。 (交付の内定等) 第6条 会長は、提出された交付申請書等の内容を審査し、副会長と協議の上、交付対象事業と交付金の額を内定するものとする。 2 会長は、前項により交付を内定した場合は、その旨を自治体の長に内示するものとする。 (事業内容の変更) 第7条 自治体の長は、前条により内定された事項を大幅に変更する必要がある場合には、速やかにその旨を会長に報告し、事前に承認を受けるものとする。 (実績報告及び交付金額の確定) 第8条 自治体の長は、交付対象事業完了後速やかに世界連邦推進事業実績報告書（別記様式第2号）に事業実績書及び収支計算書等を添えて会長に提出しなければならない。 2 会長は、前項の実績報告書等を受けて交付金の額を確定し、その旨を自治体の長に通知するものとする。 (交付金の請求及び交付) 第9条 自治体の長は、前条により確定された交付金の請求書（別記様式第3号）を会長に提出するものとする。 2 会長は、前項の請求書受領後速やかに交付金を交付するものとする。 (その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 この要綱は、平成23年7月22日から施行する。
--	--

中東和平プロジェクト実施状況

年度	実施自治体	備考
2003（平成15）	綾部市	（経費は開催市調達）
2004（平成16）	岡山市	自治体協補助事業に
2005（平成17）	徳島市	
2006（平成18）	亀岡市	
2007（平成19）	—	（自治体協役員らが中東訪問）
2008（平成20）	小金井市	
2009（平成21）	金沢市	
2010（平成22）	綾部市	未加盟自治体も交付対象に
2011（平成23）	—	（実施自治体なし）
2012（平成24）	—	（ ” ）
2013（平成25）	京丹後市	

総 会 開 催 状 況

ブロック	開 催 地
北 海 道	
東 北	秋 田 市＝平成２年 福 島 市＝平成８年
関 東	澁 谷 区＝昭和５６、６２、平成７年 文 京 区＝昭和６１年 横 浜 市＝平成元年 武蔵野市＝平成１０、２４年 千代田区＝平成１３年 小金井市＝平成２０年
中 部	金 沢 市＝昭和５５、平成１９、２１年 蒲 郡 市＝昭和６０年 焼 津 市＝平成４、２５年
近 畿	大 津 市＝昭和５４年 綾 部 市＝平成５、１２年 京 都 市＝平成１５、１８、２２、２３年 (主催１５宇治、１８亀岡、２２・２３綾部)
中 国	岡 山 市＝昭和５１、５２、５３、６３、平成６、１６年 広 島 市＝昭和５７年（平成２６年＝予定） 高 梁 市＝平成１１年
四 国	新居浜市＝昭和５９年 徳 島 市＝平成１４、１７年
九 州	長 崎 市＝昭和５８、平成３年 熊 本 市＝平成９年

(昭和５１年以降)

(平成25年7月)

會計 61

世界連邦宣言自治体全国協議会
研 修 会

日時 平成25年7月26日（金）午後4時～5時

会場 ホテルアンピア松風閣（静岡県焼津市）

講師 静岡福祉大学名誉教授、加藤一夫さん

演題 『やいづ平和学 ビキニ事件60年が提起するもの』（仮題）

加藤 一夫さん（かとう・かずお）

1941年生まれ。東京外語大学を卒業後、東京大学大学院社会学研究科（国際関係論）修士課程、同大学院博士課程を経て、静岡福祉大学学長などを歴任。

現在、同大学名誉教授。日本平和学会会員。関東圏を中心にさまざまな社会運動に参加し焼津市に根付いた「ビキニ市民ネット焼津」代表として“焼津流平和の作り方”を提唱する。